平成30年5月29日 第11994号

### ◎岡山県告示第三百九号

申請のあった特定施設の設置の許可申請 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一 の概要は、 次のとおりである。 項の規定によ

く事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響につい ての調査の結果に基づ

平成三十年五月二十九日

岡山県知事 木

太

### 申請の概要

総社市 Ш

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

严 総社市中央1丁

**片** 蹈

工場又は事業場の名称及び所在地 総社市学校給食センタ (仮称)

所在地 総社市大字富原229番2他

### (3) 特定施設に関する事項

区								分	新	設
種								類	66の4 共同調理場 るちゅう房	に設置され 施設
能								力	給食調理8,	000食/日
エ	事	着	手	予	定	年	月	日	許可後直ち	に
I.	事	完	成	子	定	年	月	日	平成31年7	月31日
使	用	開	始	产	定	年	月	日	平成31年8	月1日
使用びにの根	こその	間隔使用	及てにす	ド1日 旨 ≦節的変	当たり 変動が	の使 ぶある	用時  場合	間並はそ	連続 9~12時, 6時間/日 夏期は断続	
	月時に 核特定				<u> </u>		分		通常	最大
ら掛	は出さいの	れる	汚	水	量	( m³ /	日)		130	160
の追	開常の行の値	値及	び	p	Н				5.0~9.0	5.0~9.0
当該	<b>发污水</b>	等の	通	ВО	DD (	(mg/	L)		640	800
吊りの量	) 量及 3	. い取	人	СС	DD (	(mg/	L)		480	600
				S	S	(mg/	L)		400	500
				油	分	(mg/	L)		120	150
				Т-	- N	(mg/	L)		40	50
				Т-	- P	(mg/	L)		6	8
				大朋	易菌群	数(	個/	em³)	0	1,000

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の号番号及び名称とする。

### (4) 汚水等の処理施設に関する事項

区			分		新	設	
工場又は事業	場におけ	る施設者		B - 1	421	HA.	
	<u></u> 及 び	型型	式	_			
構		<u> </u>	造	プレキュフ	トコンクリー	_ 1	
1冊			坦			- r	
主要	7		法	6 m×28.0 膜分離硝化 脱窒槽 汚泥貯留槽 流量調整槽	槽 4 槽 4 槽 1 槽		
能			力	166 m³ ∕ ∃			
処 理	0	方	法	高濃度酸素	併用膜分離剂	5泥方式	
工 事 着 手	予定	年 月	日	許可後直ち	に		
工 事 完 成	予 定	年 月	日	平成31年7	月31日		
使 用 開 始	う 予 定	年 月	日	平成31年8	月1日		
使用時間間隔及びにその使用にその概要	ド1日当たり 季節的変動が	の使用時	間並はそ	連続9~12 6時間/日 夏期は断続	時,13~16 使用	<b>持</b>	
使用時における 当該汚水等の処	使用時における 当該汚水等の処 区 分				里 前	処 理	<b>推</b> 後
理施設による処理前及び処理後	<u>a</u>	),		通常	最 大	通常	最 大
の汚水等の汚染状態の通常の値	水 量(	m³/目)		133	166	同左	
及び最大の値並 びに当該汚水等	р Н			5.0~9.0	5.0~9.0	5.8~8.6	5.8~8.6
の通常の量及び最大の量	BOD (	mg/L)		640	800	16	20
取入の里	COD (	mg/L)		480	600	16	20
	s s (	mg/L)		400	500	40	50
	油分(	mg/L)		120	150	16	20
	T-N (	mg/L)		40	50	8	10
	T-P (	mg/L)		6	8	1. 2	1.5
	大腸菌群	数(個/	cm³)	0	1,000	同左	

### (5) 排水口に関する事項

排水口番号	N o	. 1
F /	新	設
区 分	通常	最 大
水 量 (㎡/日)	133	166
р Н	5.8~8.6	5.8~8.6
BOD (mg/L)	16	20
COD (mg/L)	16	20
S S (mg/L)	40	50
油 分 (mg/L)	16	20
T-N (mg/L)	8	10
T-P (mg/L)	1. 2	1.5
大腸菌群数(個/cm²)	0	1,000

### 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成30年5月29日から同年6月19日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び総社市役所

藤

井

秀 昭

肢体不自由、

心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小

医療法人弘友会泉クリニック

総社市小寺九五五一一

腸

### ◎岡山県告示第三百十号

た、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を平成三十年五月十五日次のとおり指定した。

畄 Ш 県

知 事

伊 原 木

隆

太

平成三十年五月二十九日

指定	定した	した医師	師			
指定	定医師	帥 名		診療科目	医療機関の名称	所 在 地
菊	本	陽	子	心臟、呼吸器	医療法人社団同仁会金光病院	浅口市金光町占見新田七四〇
竹	下		歩	肢体不自由	医療法人社団清和会笠岡第一病院	笠岡市横島一九四五
宗	友	和	生	肢体不自由	笠岡市民病院	笠岡市笠岡五六二八一一
横	山 */·	祐	_	心臟、呼吸器、小腸	岡山赤十字病院玉野分院	玉野市築港五丁目一六-二五
鈴	木	宏	光	肢体不自由、ぼうこう・直腸、小腸	矢掛町国民健康保険病院	小田郡矢掛町矢掛二六九五
小	坂	義	樹	肢体不自由	医療法人社団清和会笠岡第一病院	笠岡市横島一九四五
一 指定	を	辞退	した医師	יות		
指	定医	医師名		診療科目	医療機関の名称	所 在 地
藤	原	隆	行	肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器	玉野三井病院	玉野市玉三-二-一
赤	澤	信	幸	ぼうこう・直腸	総合病院玉野市立玉野市民病院	玉野市宇野二丁目三——

### ◎岡山県告示第三百十一号

期検査を次のとおり実施する。 計量法 (平成四年法律第五十 一号) 第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定

量法施行令 分銅及びおもりとする。 対象となる特定計量器は、 (平成五年政令第三百二十九号) 第五条第一号又は第二号に掲げるものを除  $\mathcal{O}$ よう量が五百キ 口 グラム以下の 非自動は カ

り

平成三十年五月二十九日

岡山県知事 原 木

太

定期検査を行う区域、 場所及び期日

	" 十 三 日		総社市西公民館	
一三二五〇二	"	"	総社市役所北出張所	
	" 十 二 日	]]	総社市役所昭和公民館	総社市
— 五: C C				
	"	"	II .	
	// 十 一 日	]]	リフレセンターびぜん	
$\sim$	"	]]	備前市役所三石出張所	
	十日		伊里公民館	
- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	"		"	
	" 九 日	"	"	
$\mathcal{L}$	"		"	
— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	"		リフレセンターびぜん	
	"		IJ	
一 〇: 二三 二〇五: 〇:	五日	]]	IJ	
	"	"	"	
— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	" 四 日		日生市民会館	
	" } " <u>=</u>	"	"	
- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	平成三十年	<u>ग</u> ्र	備前市役所吉永総合支所	備前市
目	期	所	場	区域

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

総社市東公民館 総社市役所西庁舎南側 総社市山手公民 総社市清音公民館別館 IJ IJ IJ ]] ]] ]] 十九日 

◎岡山県告示第三百十二号

年五月二十六日限り、 区及び大島美の浜加入区)による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項の規定によ 次の加入区について、平成二十六年岡山県告示第三百九号(胸上加入区、 平成三十 玉野加入

平成三十年五月二十九日

八区の名称 胸上加入区

玉野加入区

大島美の浜加入区

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

## ◎岡山県告示第三百十三号

第五十七号)第七条の規定により、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律 倉敷市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を

のとおり解除する。

平成三十年五月二十九日

	岡山県知事 伊	伊原木 隆 太
箇 所 番 号	土砂災害の発生原因と	指定を解除する
	なる自然現象の種類	区域
二〇二K玉島柏島〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島柏島〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島柏島〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島柏島〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島柏島〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島勇崎〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

県備中県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。 各区域について、「次の図」は省略し、 その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡

◎岡山県告示第三百十四号

第五十七号)第七条の規定により、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律 津山市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を

平成三十年五月二十九

土砂災害の発生原因と 指定を解除する

なる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二〇三K西田辺〇一〇

各区域について、

「次の図」は省略し、

その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡

県美作県民局建設部管理課に備え置い

### ◎岡山県告示第三百十五号

第五十七号)第七条の規定により、 のとおり解除する。 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律 美作市の区域内におい て土砂災害警戒区域の指定を

平成三十年五月二十九

土砂災害の発生原因と 指定を解除する

なる自然現象の種類

次の図のとお

急傾斜地の崩壊

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

各区域について、「次の図」 は省略し、 その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡

県美作県民局建設部勝英地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

## ◎岡山県告示第三百十六号

市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定す 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律 以下「法」という。) 第七条第一項及び第九条第一項の規定により、

平成三十年五月二十九日

	岡山県知事 伊	原木 隆 太
土砂災害警戒区域		
箇 所 番 号	土砂災害の発生原因と	指定の区域
	なる自然現象の種類	
二〇二K玉島柏島〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島柏島〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島柏島〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島柏島〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二○二K玉島柏島○○九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二○二K玉島柏島○一○	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二○二K玉島黒崎○○二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二○二K玉島黒崎○○四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二○二K玉島黒崎○○六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二○二K玉島黒崎○○八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二○二K玉島黒崎○○九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二○二K玉島黒崎○一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二○二K玉島黒崎○一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二○二K玉島黒崎○一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二○二K玉島黒崎○一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島勇崎〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

土砂災害特別警戒区域

なる自然現象の種類

第九条第二項括弧

指定の区域及び法

土砂災害の発生原因と

事項 おけ 災害 第八十四号) 止対 める衝撃に関する 書に規定する (平成十三年政令 る 警戒 策の推進 る土砂災 法 律 施 区 近域等に 行 害防 土

 $\overline{\bigcirc}$  $\overline{\bigcirc}$  $\overline{\bigcirc}$  $\overline{\bigcirc}$ K 玉 島 黒 崎 K Κ Κ K Κ K K K K K 玉島黒崎 玉島黒崎 玉島黒崎 玉 玉 玉島黒崎〇一 玉島黒崎〇 玉島黒崎○一三 玉島黒崎〇一二 玉島黒崎〇〇九 玉島黒崎○○ 玉 島柏島 島柏島 島柏島 高柏島 島柏島 柏島 0 〇〇九  $\bigcirc$ Ŏ Ŧi.  $\bigcirc$ 八 兀 八 兀 急傾 急傾 急傾斜 急傾斜 急傾斜 急傾斜 急傾斜 急傾斜 急傾斜 急傾斜地 急傾斜地 急傾斜地 急傾斜地 斜 地 地 地 地 地 地 地 地  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 崩 崩壊 崩壊 崩 崩 崩 崩 崩 崩 崩 崩 崩 壊 壊 壊 壊 壊 壊 壊 壊 壊 0 0  $\mathcal{O}$ 0 0  $\mathcal{O}$ 0 0 0 0  $\mathcal{O}$ 义 义 図 図 図 义 义 义 义 义 図 义 図 図 义 义  $\mathcal{O}$ 0 0  $\mathcal{O}$ 0 0  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 0  $\mathcal{O}$ とお n n n n n V) n (V) n n

各区 . 域 に 0 て、 次 の図 は省 略 図面を岡 山県土木 課及び

県備中県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

K

玉

島勇崎

急傾

义

0

とお

### 岡山県公報 第11994号 平成30年5月29日

## ◎岡山県告示第三百十七号

市の 五十七号。 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 区域内におい 以下 て土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定す 「法」という。) 第七条第一項及び第九条第一項の規定により、 (平成十二年法律

平成三十年五月二十九

岡山県知事 原 木

太

土砂災害警戒区域

土砂災害の発生原因と 指定の

区

なる自然現象の

土砂災害特別警戒区域

一〇三K西田

辺〇一〇

急傾斜地の崩壊

 $\mathcal{O}$ 

土砂災害の発生原因と

指定

 $\mathcal{O}$ 

区域及び法

なる自然現象の

第九条第二項括弧

書に規定する土砂

災害警戒区域等に おける土砂災害防

止対策の推進に関

する法律施行

(平成十三年政令

第八十四号)で定

める衝撃に関する

事項

急傾斜地の崩壊

二〇三K西

田辺〇一〇

次の図のとお

各区域について、 「次の図」 は省略し、 その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡

県美作県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

成十二年法律第五十七号)第七条の規定により指定を解除した高梁市の区域内における ◎岡山県告示第三百十八号 解除)において土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平 平成三十年三月二十三日付け公布岡山県告示第百五十三号(土砂災害警戒区域の指定

平成三十年五月二十九日

当該箇所に係る指定の解除を取り消す。

土砂災害警戒区域のうち、

次の箇所に係る指定の解除につい

その手続に瑕疵があっ

望泉知事 伊原木

太

土砂災害警戒区域の指定の解除を取り消す箇所の箇所番号

二○九D備中町布賀○○五

K湊○○七

K湊○○四

K湊○○三

〇岡 山県告示第三百十九号

土砂災害警戒区域のうち、 平成三十年三月三十日付け公布岡山県告示第百九十四号(土砂災害警戒区域 において土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 当該箇所に係る指定の 第七 次の 箇所に係る指定の 条の規定に 解除を取り消す。 より指定を解除 解除 につ 山市の その手続に瑕疵があ 区域内にお  $\mathcal{O}$ ける

平成三十年五月二十九日

山県知事

木

太

土砂災害警戒区域  $\mathcal{O}$ 指定の 解除を取り 消す箇所の箇所番号

K国富〇〇

K国富○○二 K湊○○二 K国富〇〇六 K国富〇〇五 K国富〇〇三 国富〇〇四

◎岡山県告示第三百二十号

区域内における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、 十二年法律第五十七号)第七条第一 平成三十年三月二十三日付け公布岡山県告示第百五十七号 おいて土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 その手続に瑕疵があったため、 項及び第九条第一 当該箇所に係る指定を取り消す。 項の 規定により指定し (土砂災害警戒区域等の 次の箇所に係る指 た高梁市の

平成三十年五月二十九日

. 県知事 伊原木 隆

太

土砂災害警戒区域の指定を取り消す箇所の箇所番号

土砂災害特別警戒区域の指定を取り

二○九D備中町布賀○○五

# ◎岡山県告示第三百二十一号

年法律第五十七号)第七条第一 における土砂災害警戒区域及び 平成三十年三月三十日付け公布岡 て土砂災害警戒区域等における土砂災害防止 その手続に瑕疵があ たため、 項及び第九条第一 土砂災害特別警戒区域のうち、 山県告示第二百九号 当該箇所に係る指定を取 項 対策  $\hat{O}$ 対規定に の推進に関する法律 (土砂災害警戒区域等の 次の箇所に (平成十二 市の 区域

平成三十年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

土砂災害警戒区域の指定を取り

消す箇

所の

箇所番号

二〇一 K 国富〇〇三

二〇一K国富〇〇五

二〇一K国富〇〇六

二〇一K湊〇〇三

 $\frac{-}{\bigcirc}$ 

K湊○○四

二〇一K湊〇〇七

二〇一K湊〇〇八

土砂災害特別警戒区域の指定を取り

す箇所の

箇所番号

二〇一K国富〇〇一

二〇一K国富〇〇三

K国富○○1

二〇一K国富〇〇四

二〇一K国富〇〇五

- ○ - K国富○○六

□○ | K湊○○□

一○一K湊○○三

一○一 K湊○○四

二〇一K湊〇〇八

# ◎岡山県告示第三百二十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一 項の規定により、

収納の事務を次のとおり委託した。

平成三十年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆

太

**季割した事務の内容** 

及び駐車場の使用料のうち、 (平成九年岡山県条例第三十九号) 県営住宅を退去した者及びその保証人又は連帯保証 基づく県営住宅に係る家賃

よる滞納に係るものの収納の事務

二 委託した収入の種類

滞納に係る県営住宅の家賃及び駐車場の使用

東京都港区芝浦三丁目一六番二〇号三 委託を受けた者の住所及び名称

ニッテレ債権回収株式会社

四 委託を受けた事務を行う場所

東京都港区芝浦三丁目一六番二〇号芝浦前川ビル五

ニッテレ債権回収株式会社本社

五 委託の期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

る公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。 [二七六] 岡山県行政情報公開条例 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間の各実施機関におけ (平成八年岡山県条例第三号) 第二十八条の規定に

平成三十年五月二十九日

岡山県知事 原 木

太

2 処理状況 請求件数 四二七件

公文書開示請求件数

開示

一部開示

非開示

公文書不存在

取下げ

実施機関別内訳

知事

3

選挙管理委員会 教育委員会

警察本部長

公立大学法人岡山県立大学 公営企業管理者

審查請求件数

 $\equiv$ 

九〇五件

四〇八件

一三件

七三件

一三件

四八件 八四件

六件

二八件

六

公立大学法人岡山県立大学 警察本部長

人事委員会	教育委員会	知事	2 実施機関別内訳	1 開示件数	五 簡易な開示請求による開示件数	四 保有個人情報利用停止等請求件数	三 保有個人情報訂正等請求件数	公立大学法人岡山県立大学	警察本部長	公安委員会	人事委員会	教育委員会	知事	3 実施機関別内訳	公文書不存在	非開示	一部開示	開示	2 処理状況	1 請求件数	二 保有個人情報開示請求件数	一個人情報取扱事務の登録件数		平成三十年五月二十九日	ける個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。	により、平成二十九年四月一日から平成二	〔二七七〕岡山県個人情報保護条例(平台
二四四件	四、二八七件	七七件		三二、八七九件		○件	○件	三件	一一九件	一件	二件	一〇件	三四件		一〇件	一件	一三八件	二〇件		一六九件		一、六三八件	岡山県知事 伊原木 隆 太		とおり公表する。	日から平成三十年三月三十一日までの間の各実施機関にな	(平成十四年岡山県条例第三号)第四十八条の規字

三七 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定によ

次のとおり特定非営利活動法 人の定款変更の認証の申請があった。

平成三十年五月二十九日

尚山県知事 伊原木 隆

太

申請のあった年月日

平成三十年五月二十一日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人瀬戸内生活相談センター

三 代表者の氏名

岩井 嗣公

四 主たる事務所の所在地

瀬戸内市長船町長船七八五番地

五 定款に記載された目的

生活困窮者及び障害等様々な要因から社会的弱者の立場にあ

る人たちに対して個別的かつ継続的に相談、 情報提供と各種サポ -活動を行

って地域社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項、 会議に関する事項及び定款の変更に関する事項

[二七九] 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年五月二十九日

原

木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

総社市金井戸字天神前二〇六-三、二〇六-四

総社市真壁一四〇三プラティー

ヌ総社A二〇三

岡山県指令建指第三八六号

◎岡山県議会公告

公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。 岡山県議会情報公開条例(平成十三年岡山県条例第八十四号)第二十八条の規定によ 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間の岡山県議会における

平成三十年五月二十九日

山県議会議長

戒

公文書開示請求件数及び処理状況

処理状況

2

請求件数

審查請求件数

審査請求件数及び処理状況

2

処理状況

五六件

()件

なし

一 九 件

七五件

2

処理状況

### ◎岡山県議会公告

ける個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。 岡山県議会個人情報保護条例 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間の岡山県議会にお (平成十七年岡山県条例第七十九号)第四十七条の規定

平成三十年五月二十九日

岡山県議会議長高橋戒

し 青や牛女 保有個人情報開示請求件数及び処理状況

四 簡易な開示請求による開示件数 三 保有個人情報利用停止等請求件数

保有個人情報訂正等請求件数

審査請求件数及び処理状況

五.

1 審查請求件数

()件

なし

該当なし

()件

()件

# ◎岡山県監査委員告示第一号

た包括外部監査契約に基づいて行う監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに補助 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第一項の規定に 次のとおりである。 包括外部監査人上坂岳大が岡山県と平成三十年四月一日に締結し

平成三十年五月二十九日

Ë					
ŕ	当山県監査委員			山   県 !	
	佐	Е Д	Ĺ À	I ;	太
月	赭	<b>*</b> 4	× 7	本	Η
	由美		圣 2		ıE
ı	<del>-</del> 7		<b>岳</b> -	<b>→</b> 5	孝

中	菰	鯉	宮	神	難	奥	氏
桐	П	沼	本	出	波	谷	
孝	仁	孝		信		恭	
幸	美	至	豪	茂	徹	子	名
赤磐市沼田四六一番地	浅口市金光町佐方一四六三番地	福山市東町三丁目四番三号	東温市野田一丁目七番地七	五号尼崎市猪名寺一丁目五番二〇-一〇	岡山市中区国富一丁目一一番七号	川西市美山台一丁目三番地の一二四	住
				E To	平成三十一年三月三十一	平成三十年五月二十九日	期間

### ◎岡山県選管告示第二十七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設について、総社市選挙管理委員会から、次の施設の指定を取

り消した旨報告があった。

平成三十年五月二十九日

総社市昭和	施	
福 祉	設	
センター	Ø	
'	名	
	称	
総社市美袋一九一	所	
五番地四	在	
	地	
総社市	施	
長	設	
	の 管	
	理	
	者	
平 成 三	指	
十年五月	定	
月十一日	取	
	消	
	年	
	月	
	日	

岡 Щ 県 選 挙 管 理 委 員

員 長 藤

原

健

# ◎岡山県公安委員会告示第八十三号

四十七年法律第百十七号。 法 という。) 第二十二条第二項第

号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成三十年五月二十九日

岡山県公安委員

### 警備業務の区分等

		日)までの三日間	
岡山商工会議所	分まで		
目一番一五号	午後五時三十	一日(火曜日)から	
岡山市北区厚生町三丁	午前九時から	三十年八月二十	施設警備業務
場	時間	期日	警備業務の区分

### 一講習対象者

いう。) 定する警備員指導教育責任者講習修了証 備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係 る講習等に関する規則 の交付を受けている者であって、 区分以外の警備業務の (昭和五十八年国家公安委員会規則第二号) 明書 区分に係る法第二十二条第二項に規定する警 次の各号の 以下 「指導教育責任者資格者証等」 ずれか に該当するもの 第七条第一

- 以上である者 最近五年間 に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年
- 2 ものに限る。) 「検定規則」 警備員等の検定等に関する規則 の交付を受けてい に係る法第二十三条第四 第四条に規定する一 (平成十七年国家公安委員会規則第二十号。 項  $\mathcal{O}$ 合格 級の検定 証 明書 (当該警備業務 (以下 「合格」 明書」 区分に係る
- けた後、 に係る合格証明書の交付を受けてい 検定規則第四条に規定する二級 して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事 検定(当該警備業務の区分に係るもの る警備員であって、 当該合格証明 して 書の交付を受
- 検定規則 年国家公安委員会規則第五号。 附則 検定 第三条の規定による廃止前 (当該警備業務 区分に係るもの 「旧検定規則」 警備員等の に限る。) 検定に関する規則 に合格した者 第一条第二

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定 に合格した警備員であ 区分に係る警備業務に従事し て、 当該検定に合格し (当該警備業務の区分に係るも て

### 三 受講手続

- 1 提出書類
- (1) 所定の様式による受講申込書 一足
- (2)込前六箇月以内に撮影し 写真 (縦の長さ三センチメ 正 画 上三分身、 の長さ二・ 0 兀 [センチ ル
- (3)T 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げ 当該警備業務の 区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等 る書類
- 7 次の区分のうち該当するものに係る書類

の写し

(ア) 二1に該当する書

ぶる書面 区分に係る警備業務に 以下 「警備業務従事証明書」 従事 いたことを証明する警備業 とい 及 び

検定規則第四条に規定する一級の(イ) 二2に該当する者

明書の写 検定 (当該警備業務  $\mathcal{O}$ 区分に係 るも

め 二3に該当する者

検定規則第四条に規定する二級の検定 明書の写し及び警備業務従事証 (当該警備業務の 区 るも  $\mathcal{O}$ 

エ 二4に該当する者

旧検定規則第 のに限る。) 一条第二項に規定する 証の写 級  $\mathcal{O}$ 検定 (当該警備業務の 区分に

(オ) 二5に該当する者

検定規則第  $\mathcal{O}$ に限る。) 一条第二項に規定する二級の検定 に係る合格 証の写し及び警備業務従事 (当該警備業務の 区分に

- 4 提出先
- (1) 県内に住所を有する著祭署の

生活安全課

(2)

県内の警察署の生活安全課

郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、

受け付けない

3 提出期間

ら午後五時まで 平成三十年七月二日 (月曜日) から同月六日 (金曜日) までの午前八時三十分か

受講手数料

兀

二万三千円

岡山県収入証紙により、 受講申込時に納付すること。

なお、 受講手数料は、 納付後は返還しない

十五人。

Ŧī.

受講定員

。ただし、 申込順に受け付け、 受講定員に達したときは、

ても受付を締め切る。

六

講習の委託

この講習は、

般社団法人岡山県警備業協会

(岡山市北区内山下二丁目

八

に委託して行う。

受講者は、 筆記用具を持参すること。

講習終了後は、

筆記の方法により修了考査を実施する。